

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	戦後世界と恒藤恭の社会科学研究：恒藤恭の国際法・世界法研究(五・完)
Author	桐山, 孝信
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 64 卷 1-2 号, p.38-62.
Issue Date	2018-08
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	木下秀雄教授退任惜別記念号
DOI	10.24544/ocu.20190903-012

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

戦後世界と恒藤恭の社会科学研究

——恒藤恭の国際法・世界法研究（五・完）——

桐 山 孝 信

三八

目 次

はじめに

一 世界国家をめぐる

(1) 世界国家論の諸相

(2) 恒藤の世界国家批判

二 時代に向きあって

(1) 日本国憲法の徹底的平和主義

(2) 講和・安保批判

おわりに

もしも世界史のうえから見て、現代は大いなる転換の過程がはじまった時代である、いいかえると、諸々の国家がしだいに戦争を放棄し、軍備を撤廃した平和国家に化して行くという、全く前例のない歴史的傾向が、かすかながらも動きはじめた時代である、と思惟し得るのであるならば、日本はあたかもそのような傾向の先端に立つにいたった国家であり、……国家として一段と進化し得る立場にたどりついた。^①

はじめに

恒藤恭が雑誌『改造』一九二二年六月号に発表した「世界民の愉悦と悲哀」（以下、世界民論文と略する。）は、自らの学問研究の原点を示すだけでなく、流麗なタッチで彼の生き方そのものを吐露した作品である。この世界民論文が、一九四六年に『世界民の立場から』という小冊子として発行された。実に、四半世紀を経ての復刊であった。⁽²⁾

世界民論文は、その内容を簡単に要約することを許さない豊かさを持つが、個人の自己決定権を重視し、その立場から国家や国際社会のあり方を論じたものである。⁽³⁾ また平和を希求する世界民にとつての課題ともいえる世界国家の問題も取り扱っていた。これが二五年後に復刊されたことは、世界民論文が有する思想や問題提起が、世界大戦後の社会状況にマッチしたものであったことを示している。

思想の問題からみれば、世界民論文は発表された当時の社会状況にマッチしていたというよりも、むしろ第二次世界大戦終了当時の国際平和思想に関する世界的潮流にこそ沿ったものといえる。平和の維持を目的として設立された国際連合が、国連憲章において人権の尊重も規定したことや、それに基づいて一九四八年に国連総会が世界人権宣言を採択したことなど、個人の尊厳に基礎を置いた国際社会の構築が理想とされていたからである。

また、今となつては想像もつかないことであるが、第二次世界大戦直後には、世界的にも日本においても「世界国家」ないし「世界連邦」の樹立要求が高まっていた。そうした世界国家や世界連邦を建設するにあたって、「世界民」がその担い手として期待されたことは当然考えられたであろう。

さらに、戦後の恒藤は、その死に至るまで、日本が引き起こした侵略戦争に対する反省を踏まえて研究を深め、平和主義の思想を展開していった。その成果は、法哲学や法思想のみならず、日本国憲法やサンフランシスコ講和問題、

説 日米安保に対する批判にまで及んでいる。

論

本稿は、副題にあるように、恒藤の国際法・世界法研究を素材にして検討を重ねてきた論考を締めくくるものであるが、戦後日本の国際法研究にも影響を与えたと考えられる、彼の憲法論や安全保障論、広く言えば社会科学論を検討する。恒藤の思想こそは、平和主義に根拠を置く日本にオリジナルな国際法論と踵を接しているからである。

(1) 恒藤恭「憲法問題——その解決の基準は何か——」(一九六四年) 七一―八頁。

(2) 大阪市立大学大学史資料室は、広川禎秀の手による解説を付して、二〇一三年にこの『世界民の立場から』を復刻した。また、世界民論文の概要については、桐山孝信「恒藤恭の国際法・世界法研究(一)」『法学雑誌』五一巻四号(二〇〇五年) 四四―四七頁。

(3) 『世界民の立場から』では、世界民論文にあった民族自決権にかかわる記述が二頁にわたって削除されている。恒藤自身はこの冊子のあとがきの中で、現在の自分の立場から、内容に対して相当重大な批判的修正を加えたいと思う点が存在するけれども、「わざと差しひかえて」、当初の所論を「そのままに本書に載せることとした」と述べている。同、三一頁。これについて広川禎秀は、削除の理由を、ロシア革命に対する積極的評価から一定の留保を抱くようになったことと、もう一つは個人自決権を出発点にする民族自決権理解の不十分さを中国でのナショナリズム高揚に対する認識が深化したことをその理由として挙げている。広川禎秀「恒藤恭の思想史的研究——戦後民主主義・平和主義を準備した思想」(二〇〇四年) 八四―一〇六頁、二二四―二三七頁。また、復刻版では、やはり広川が、削除された部分の「意義」を再検討している。三六一―四一頁参照。この点は十分に留意しなければならないが、筆者は、桐山、前掲論文注(2)の五七―五八頁で検討したように、別の理由であると考えている。

一 世界国家をめくつて

(1) 世界国家論の諸相

第二次世界大戦終結から一九五〇年に朝鮮戦争が勃発するまでのわずかな期間に、世界連邦を実現すべきであると

いう強い運動が形成された。悲惨な戦争を二度と繰り返すべきではないという観念が植えつけられたことに加えて、原子爆弾（＝核兵器）の出現によって、地球全体の破滅を現実に取り引き起こす危険に多くの人々が気づいたからである。その理論的根拠づけとして、世界中で世界政府論や世界国家論が大いに論じられただけでなく、その実現に向けた世界連邦樹立運動も大いに高まった。

アメリカでは、既に一九三〇年代から四〇年代にかけて運動が盛り上がっていた。もつともこの運動の背景には、戦間期における「戦争違法化運動」⁽⁴⁾と呼ぶべきものがあつたことは記憶しておくべきであろう。それはともかく、第二次世界大戦直後に世界的なベストセラーとなり、日本でも大いに読まれたものに、エメリー・リーブスの『平和の解剖』がある。⁽⁵⁾この書物の紹介はここでは行わないが、国際社会の構造を歴史的に考察し、戦争の原因を主権者同士の摩擦に求め、したがって戦争撲滅には世界主権が実現される必要があると論じた点に特徴を求めることができる。⁽⁶⁾

歴史家の入江昭は、平和を希求する時代の思想や意識が、第一次世界大戦後に盛り上がり、一九二〇年代全般を通じて平和が一般的理念とされたこと、それがファシズムの台頭によっていったんは消滅したが、第二次世界大戦後には形態を変えた平和意識として復活したことを指摘しているが、まさに世界政府論はそういった空気の中で高揚していたのである。⁽⁷⁾

日本でも、横田喜三郎が戦後日本の国際法学界に颯爽たる復権をはたし、安全保障論から戦争犯罪論、そして世界国家論に至るまで幅広い研究・評論活動を展開した。なかでも本論に密接に関係したものととして、一九四八年に刊行された『世界国家の問題』がある。⁽⁸⁾この書物は現在では忘れ去られているが、横田が一九四六年から四八年にかけて執筆した論文のうち書名に関わるものを集め、一定の改訂を施して発表したものである。

この書物に収められている論文のなかで注目されるのは、「世界国家論」⁽⁹⁾と「国際法の革命」⁽¹⁰⁾である。「世界国家

説論」は、二〇世紀の世界が交通通信手段の飛躍的発達によってすでに事実として世界は既に一つであるという認識のもとで、原子爆弾の出現が人類と文明への脅威であると捉え、原爆を使用させないために戦争を防止しなければならぬこと、それだけでなく、戦争の原因となる政治的な不公正、経済的な不平等をなくすることが重要であることを指摘する。そして、諸国家の間で戦争を防止するためには、国家主権を超える権能と実力を持つ機関、つまり世界主権を有する世界国家が必要であると主張する。⁽¹¹⁾横田は、当時アメリカで評判となっていた先に言及した『平和の解剖』

を引きながら、諸国家が主権を持っていることが戦争の根本的原因であるとして、諸国家の主権の清算と世界主権の確立を主張した。この主張だけでは、いかにも空想的な世界国家論たることを免れえないが、「主権の本来の意義は、一つの社会の最高の権力がただ一つで、それが社会そのものにある」という理解のもとでの主張であることに留意すべきであろう。⁽¹²⁾横田にあつては、世界の一体化状況（まさしくグローバルゼーション）と世界主権との照応関係を捉え、そこに世界国家の「現実性」をみている。

一方、「国際法の革命」論文は、戦争観念の変化が国際法体系の根本的变化を促す現象であることに注意を向けながら、戦争の性質の本質的な変化、その地位の根本的な変動、紛争解決の最終手段としての戦争の否定などについて議論を行っていた。そして国際法の革命が、その基礎にある国際社会そのものの変化・発達を反映していると指摘する。⁽¹³⁾

世界主権の確立といい、国際法の「革命」といい、この時期の横田は悲惨な戦争から解放された世界に希望を抱いていた。もつとも、横田の念頭にある世界国家は、現存の国家を基礎として立てられる連邦国家であること、具体的な制度でいえば国際連合であつて、そのように見れば世界国家は「すでになかばを実現」している⁽¹⁴⁾と指摘する。実際、横田のこの書物は、第一部に上記二論文を含めて「理論編」と題し、第二部は「生成編」と題して、国際連合の成立

や課題に関する論文を集めている。横田にとって国際連合は、「世界国家の萌芽」と位置づけられるものであった。

冷戦が世界を覆う兆しを見せた一九四八年に、横田は世界国家論を再度試みる。この論文では、アインシュタインの世界国家建設の提案に賛同し、ソビエト陣営からの批判とそれへの応答を簡潔に記して、原子力時代には、平和の確保は「他のいかなる目的にも優先しなければならない」として世界国家建設の必然の論理を説いたのであった。⁽¹⁵⁾

横田の世界国家論は、主として規範主義的国際主義の立場から構成されており、歴史的な観点が欠如していることが根本的な欠陥であり、それゆえ世界国家の実現可能性に疑問があるというのは、極めて自然な批判である。⁽¹⁶⁾ 変革のための社会的基盤をどこに求めるのかを明確にしない運動は、観念論に陥り、やがて狭隘な政治主義に支配されることになる。もともと横田の場合、むしろ自らの理論的基盤たる「純粹法学」にしたがい、国連憲章を根本的な規範として位置づけ、その上に世界国家を構想したといえなくもない。

これに対して、日本において社会科学の認識に基づき学問的に取り組んだ世界国家（政府）論の白眉は、田畑茂二郎『世界政府の思想』である。⁽¹⁷⁾ 一九五〇年に刊行されたこの書物によって、世界国家論に対する理論的考察の総括がなされているといっても良い。それは同時に、冷戦の顕在化によって世界連邦運動が停滞時期へと移行しつつあることを象徴する書物でもあった。ここでは、この書物を本格的に検討する余裕はないが、国家主権に対するナイーブな批判に対して主権の積極的な意義を再確認し、それが小国の大国に対する抵抗の拠点となること、それぞれの国の主権の担い手による現れ方の違いを認識することの重要性を説いたところに特徴がある。田畑による批判は多岐にわたるが、批判対象となる世界政府論は、集団安全保障の欠陥を見据えた世界政府論であり、横田に対するというよりも、直接にリースやコード・マイヤーなどへの批判であるように思われる。⁽¹⁸⁾

(4) 三牧聖子『戦争違法化運動の時代』（二〇一四年）参照。本書は、副題に「危機の20年」のアメリカ国際関係思想」とあ

説
論
るように、二〇世紀転換期に生み出され戦間期アメリカで高揚し衰退した、アメリカでの「純化された」戦争違法化の推進運動、特にレビンソンの思想に焦点を当てて活写している。さらに先行研究として、篠原初枝『戦争の法から平和の法へ——戦間期のアメリカ国際法学者』（二〇〇三年）⁷、H. Shinohara, *US International Lawyers in the Interwar Years: A Forgotten Crusades*, (2012) があ⁸。

- (5) Emery Reves, *The Anatomy of Peace*, (1945), なおこの書物については、後述の田畑茂二郎『世界政府の思想』（一九五〇年）が紹介と批判を展開している（三二―五二頁、一九七―一二五頁）。また、小田滋「エメリー・リーブス『平和の解剖』——世界政府論に寄せて」『法哲学四季報』六号（一九五〇年）が、小田滋「小田滋・回想の法学研究」（二〇一五年）一七五―一八六頁、に収録されている。
- (6) 終戦直後の日本における国際法秩序構想から、サンフランシスコ講和条約をめぐる安全保障構想についての簡潔かつ要領を得た評価については、松井芳郎「占領下日本における安全保障構想」『法律時報増刊 昭和の法と法学』五〇巻一三号（一九七八年）一〇九―一一七頁、を参照。
- (7) 入江昭『二十世紀の戦争と平和【増補版】』（二〇〇〇年）の「第五章平和論の崩壊」参照。
- (8) 横田喜三郎『世界国家の問題』（一九四六年）。また、竹中佳彦『日本政治史の中の知識人（下）』（一九九五年）四九三―五二五頁が、占領期の横田の活動を詳細に追っている。横田のほか、高野雄一や田畑茂二郎などと比較しながら評価を加えているものに、松井、前掲論文注（6）、一〇九―一一一頁。
- (9) 初出は、横田喜三郎『世界国家論』『世界』一九四六年九月号。
- (10) 初出は、横田喜三郎「戦争犯罪と国際法の革命」『中央公論』一九四六年一月号。
- (11) 横田、前掲書注（8）、五一―一二頁。
- (12) 同右、一三一―一八頁。
- (13) 同右、八一―九九頁。
- (14) 同右、二四―二五頁。
- (15) 横田喜三郎「世界国家の論理」『世界』一九四八年七月号、一五一―一二頁。
- (16) 松井、前掲論文注（6）、一一〇頁。酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』（二〇〇七年）五八頁。
- (17) 田畑、前掲書注（5）。

(18) 世界国家の問題は、日本では、世界法学会の設立（一九六五年に世界法研究会として発足し、一九七六年に学会として組織化された。）によって現在でも学術的な検討の対象となっている。たとえば、一九九四年の『世界法年報』第一四号には、加藤俊作「世界連邦運動からみた国際連合」、田畑茂二郎「世界政府論の提起するもの」があり、二〇〇九年の第二九号には、藤田久一「国際法から『世界法』への架橋？——フラグメンテーションと統合の問題性——」がある。また、二〇一〇年度は研究大会の統一テーマとして、「世界政府の思想」60年」を掲げた。この時の記録は、『世界法年報』三〇号（二〇一一年）で、論文として掲載されたが、なかでも、松井芳郎「グローバルゼーションの時代における『世界政府の思想』」が、田畑理論の継承とその現代への発展を模索している。

(2) 恒藤の世界国家批判

本稿の「はじめに」で触れた「世界民」論文で、恒藤はすでに世界国家の問題に言及している。自由意思によって「世界民」となった恒藤にとっては、第一次世界大戦を経て国際連盟が発足したこの時期に、カントをはじめとする先人たちが言及してきた世界連邦や世界国家について考察することは、ある意味で当然であった。しかし恒藤にとって、国家が個人の価値実現のために存在するものであり（相対的国家主義）、他国との関係では相互に平和的交際を行うという考え方が（個人主義的国際主義）、理想的な立場（世界主義）から見て不十分ではあっても、当面はそれを発展させていくべきであり、世界国家ないし世界連邦の早急な建設には批判的にならざるを得ないと考えていた。⁽¹⁹⁾

「世界連邦国なり世界国家なりが、いかほど雄大な使命を有し、いかほど広大な規模を有するにしても、世界民の眼に映じたそれらの国家の存在価値は、畢竟個人の純真人格を維持発展するための手段としての価値を意味するに過ぎないからである。⁽²⁰⁾

世界国家や世界連邦について、恒藤は以上のような認識を持っていたが、第二次世界大戦後はより社会科学적인見

説
地から議論を展開するようになる。早くも一九四六年八月に発行された『婦人朝日』に「世界国家の問題」と題する短いエッセイを掲載している。⁽²¹⁾ 恒藤は、人類の歴史が、家族という少数によって形作られる団体から、氏族や部族というより大きな団体が社会生活の持続のための公共的な役割を果たしてきたこと、やがてそれらに代わって強大な武力をそなえた種々の公共的任務を行う団体として国家が出現したことを論じる。その延長上に、世界の住民全体によって形作られる「世界国家」が人類の追求すべき理想として現れることになったとする。

恒藤は、「原子力時代」における人類絶滅の危機を防止しうる唯一の方法が世界国家の建設であるという主張を的確に把握した上で、新しく建設された国際連合の役割に目を向ける。恒藤は、一般的な安全保障については、国連特に安全保障理事会の役割を認めるが、「現実の場合においては、国際連合の組織が必ず連合の憲章に規定されているようなしかたで活用されるとは限らない」とし、特に突然原子爆弾による攻撃を加えた場合には全く何の役にも立たないがゆえに、まさしく「原子力時代」の到来が世界国家の建設を要請しているというのである。

ここでの恒藤の議論の運びは唐突である。この時期に原子爆弾を保有していたのは、アメリカのみであり、原爆による突然の攻撃を行うことができる唯一の国であった。とすれば、アメリカによる一極支配を回避して国際的な協調を実現するためには、国際連合では間に合わず世界国家が必要である、ということはこのエッセイは示唆しているであろうか。

実はこのエッセイより以前に恒藤は、「国際平和機構の思想的基礎」と題する論文を『中央公論』の一九四六年五月号に発表している。この論文の眼目はタイトルから連想されるように、国際連合が存立・発展するための国際平和機構の思想的基礎はどのようなものかを検討したものである。

この論文では、現在の世界情勢に鑑みれば近い将来に世界国家が出現する可能性は考えられず、冷静な客観的判断

として平和を確保するには、国際平和機構の完成による方法の考察とその実現のための誠実、不断の努力が必要だと
の観点から、「現代人にとって現実的意義をもつ平和の問題は、決して『世界平和』の問題ではありえず、必ずや
『国際平和』の問題でなければならぬ⁽²²⁾」ということになる。「原子爆弾の時代」の黎明期には国連の建設・完成が平
和確保の目的を追求する者にとって唯一の使命であり、この方向で展望を持つ必要があると主張するのである。

思想的基礎という場合に、国家指導者が支持するような思想でなければならず、トルストイやクロポトキンに代表
される無政府主義的思想は、それがいかに優れたものであれ、国際機構の基礎にはならないと述べている点にも留意
しておく必要がある。ここには恒藤の「現実主義者」的立場が見て取れるからである。⁽²³⁾

国連の建設・完成については、理論的には世界革命を進めることが正しいとされるソ連の非協力的行動が懸念され
ていた。この点でも恒藤は、当時のスターリン体制下のソ連を「…憲法上の改革を行ったのであるが、その政治の独
裁主義的色彩は依然として甚だ濃厚であ」り、「政治上における自由主義の立場を把持する国々との協力を打ち切っ
て、国際平和機構から脱退する態度へとソ連邦がいつなんどき急に転換しないとは限らない」のであるから、「ソ連
邦の国際的協力の永続に対して無条件の信頼を託することが妥当でない」が、かといって「みだりに疑惑の念をいだ
くこともまた妥当でない」と述べ、ソ連に対する極めて冷静な評価を行い、「平和共存」の思想を先駆的に説いてい
たことが注目されるのである。⁽²⁴⁾

このようにみれば、世界国家に関する恒藤の先のエッセイは啓蒙的なものにとどまっておらず、世界平和を確実にす
るためには、理想的かつ論理的に世界国家が要請されるということを強調したものだ。それに対して『中央公
論』論文は、「世界平和」実現ではなく、「国際平和」実現が喫緊の課題である現在は、現実的に考えれば国連の発展
に依拠せざるを得ないと考えた。相矛盾するようではあるが、理想と現実のいずれに重きを置くかということで議論

説
の射程が異なっていたのであろう。

論

一九四六年から一九五二年にかけての恒藤にとつては、民主主義の問題や新憲法、講和問題などが焦眉の課題であつたので、それらに関する論文執筆だけでなく数多くの講演、平和問題談話会など護憲運動への参加で多忙を極めていた。他方で世界国家を演目にした講演は、ようやく一九五一年七月七日に浪速大学（現在の大阪府立大学）の工学部で「世界国家と国際連合」と題して行われた。⁽²⁵⁾レジュメでは序説で、世界国家と国際連合との共通点と相違点を挙げる。つまり、世界平和確保という目的と世界的機構によつて実施しようとするものでは共通であるが、世界国家が文字通り国家であり中央政府をもつことに対して国連はそうではないこと、一方は理想的存在であるのに対して国連は現実的存在であることが異なる。これを受けて本論は、国連の前身たる国際連盟の成立から国連の設立へ至る歴史をたどり、朝鮮戦争勃発に至るまでの国連の活動を振り返り、原子兵器の発明と国連に対する失望という状況下での世界政府運動を紹介しながら、北大西洋条約体制やソ連を中心とした社会主義圏、アジア諸国の国連加入など、国連における多極化状況を描いている。

レジュメそのものは事態の客観的叙述に終始しているが、一九五三年に発表された「世界法と世界国家」論文の後半部に反映されている。⁽²⁶⁾世界政府論については、先に述べたように田畑茂二郎『世界政府の思想』が出版されたばかりであり、それとの重複をおもんばかつて簡単に述べるにとどまっているが、世界国家の理想と現実という観点からの考察が追記されている。つまり、世界国家や世界法の理想そのものは申し分ないけれども、「近い将来の見透しに立脚して考慮されるべき現代の問題としては、二つの世界の分裂・対立という国際政治の根本的事態が何よりも力強く世界平和をおびやかして居り、この対立を緩和すること自体が、最も切実な、しかも極めて困難な課題である。⁽²⁷⁾」との認識を披歴する。この課題解決のために、ラディカルな方法を提案するものがあるが、恒藤は、「国際法に基づ

いて樹立された国際連合を媒介として世界平和の確保を求めて行くこと」のほかには、「現在のところ適確な通路は与えられていない」のである。⁽²⁸⁾戦後は、核時代における世界国家の形成を要請していたが、「現実主義者」恒藤は、以上のような結論に達したことを確認しておきたい。

- (19) 相対的国家主義に対しては、国家自身を独立の価値としてその価値を追求する絶対的国家主義が、また個人主義的国际主義に対しては、相手国を自国発展の手段と見る国家主義的国际主義が対応させられている。『世界民の立場から』前掲書注(2)、一六一―二〇頁。
- (20) 同右、二九頁。
- (21) このエッセイは、大阪市立大学大学史資料室に保管してある、恒藤自身がスクラップにまとめたものの中にある。なお、脱稿日は一九四六年六月一四日と記されている。大阪市立大学恒藤記念室編『大阪市立大学恒藤記念室所蔵資料目録（増補改訂版）』（二〇一五年）発行のⅧ（スクラップブック）―26（雑誌切り抜き）（1946-1）―4。
- (22) 恒藤恭「国際平和機構の思想的基礎」『中央公論』六一巻五号（一九四六年）一二二頁。
- (23) 同右、一四頁。
- (24) 同右、一六頁。
- (25) この講演レジュメも、大阪市立大学大学史資料室に残されている。大阪市立大学恒藤記念室編、前掲書注(21)、Ⅳ（講演等レジュメ）―124、125。
- (26) 恒藤恭「世界法及び世界国家」国際法学会編『国際法講座第一巻』（一九五三年）所収、四八一―六二頁。また、恒藤恭『法と道徳』（一九六九年）にも収録されている（三三二―三四六頁）。
- (27) 恒藤、前掲論文注(26)、六一頁。
- (28) 同右、六二頁。

二 時代に向きあつて

(1) 日本国憲法の徹底的平和主義

先に言及した「国際平和機構の思想的基礎」論文は、主題こそ国際連合の存立・発展の基盤は何かを示すことであるが、論文の「まくら」は新生日本の生き方を提示するものであつた。占領下にある日本が平和的・文化的な日本に生まれ変わった後に独立が回復されるとしたポツダム宣言を受けつつ、日本が国際平和のために積極的に貢献することを国民的使命とすべきと恒藤は主張する。敗戦国日本は「国際連合」への加入を認められていないが、将来は認められることになるだろう。しかし国際連盟の時代には理事国として国際平和の維持に重要な地位を与えられていたが、国連に加入を認められたとしても、みすばらしい地位しか与えられないことは明らかである。にもかかわらず、「なんらの軍備も備えていない日本は、かえつて独自の自由な立場からして、国際平和機構の存立・発展に対し大いなる貢献をなし能うであろうとも考えられる。」として、日本の国際平和への積極的な貢献の可能性を説いていたのである。⁽²⁹⁾

非武装の日本が、国連の発展にとつて独自の貢献が可能であるとの主張はどのような根拠から生み出されたのであろうか。国際平和機構を支える思想を根拠とする恒藤は、国際政治を動かす思想として、正義Ⅱ法を基調とするグロテュウスのアプローチと、力を本質とするマキアベリのアプローチを指摘しながら、力と正義のいずれが欠けても意味がないとするパスカルの調和に着目する。しかし恒藤は、調和といつても正義が力に対して優位しなければかつての権力政治に戻つてしまうことになり、正義の優越を国際平和機構の発展の基礎だとした。⁽³⁰⁾つまり、正義が優位する国際平和機構では、軍備を持たない国家であつても不戦の立場からユニークな役割を果たすことができると述べた

かったのである。

このような理解のもとに恒藤は、一九四七年五月三日に施行された新憲法について精力的に発言した。新憲法について恒藤がこの時期の前後に関心を持ったのは、民主政治をどのように実現していくかといった点や、国体の変革つまり天皇制の根本的変革により「無血革命」を果たしたという点にあった。他方で、後に述べる理由によって恒藤は、新憲法の新機軸であった戦争の放棄についての発言は少なかつた。あるいは、新憲法について市民向けに講演を行う場合、統治機構の根本的変化や基本的人権の重要性とともに、戦争放棄条項に言及するということが多かつた。⁽³¹⁾

ただし、戦争放棄に関して恒藤が、「戦争調査会第一回総会」という表題のメモを残していることは注目し得る。戦争調査会とは、第二次世界大戦に日本が敗北した原因を解明するために、政治、軍事、経済思想、文化などの多方面から徹底的に調査を行うという目的で、当時の幣原喜重郎内閣が設置したものである。一九四五年一月二四日に設置され、翌年四六年九月三〇日に吉田茂内閣によって廃止されたので、目的の壮大さに比してきわめて短命に終わった会合である。メモは、一九四六年三月二七日に開催された第一回総会の折に、幣原喜重郎首相が行った挨拶を、恒藤が抜き書きしたものである。憲法改正草案要綱第九条は、戦争放棄という世界にも類例のない規定を持つことになるが、「世界ハ早晚戦争ノ惨禍ニ目ヲ覚シ 結局私共ト同ジ旗ヲカザシテ 途カ後方ニ踵イテ来ル時代ガ現レルデアリマシヨウ」と論じたのである。⁽³²⁾ 戦争放棄が世界的な方向に沿ったものであるとの恒藤の思いと一致していることに感銘を受けたのであろう。しかしこの時点では、なお新憲法についての啓蒙活動の一環として語っているにとどまる。

新憲法施行前後に、戦争放棄についてより積極的・肯定的に発言したのは、やはり横田喜三郎であった。横田は、先に言及した「世界国家」論と並行して『戦争の放棄』と題する著書も発行した。⁽³³⁾ 横田は、日本の安全保障に関して

説 立場をさまざまに変化させるが、一九四七年一〇月付で発行されたこの著書では、恒藤以上に明確に戦争放棄条項の画期的意義を強調していた。何度も強調されたのが、戦争放棄を条約上で約束したのではなく、憲法において表明したこと、日本の安全保障は国際連合によるべきこと、核時代に人類の破滅を避けるには軍備の廃止という「てつていな」平和主義にこそ意義があることであった。⁽³⁵⁾ もちろん国際法学者らしく、日本の安全をどのように保障するかという論点も見逃さない。横田は、憲法前文の文言「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」に依拠しつつ、国際連合による保障をあげる。そして国連システムによる平和維持について一通り論述し、国際連盟と異なり、アメリカが指導的な地位に立っている国連による平和保障に期待を寄せる。そしてこの国連を強化して、世界政府ないし世界国家を展望するのは、先に見た「世界国家」論と通底するものである。さらに、軍備を廃止した日本は、文化国家として国際的地位が向上していくと説いた。⁽³⁶⁾ 横田による国際連合への信頼が、アメリカ主導で動いていることを根拠としているとすれば、片面講和から日米安保条約締結という動きの中で、それを追認していく姿勢もあながち理解できないわけではない。講和や安保をめぐって恒藤と横田がすぐに異なる見解を示すようになることもまた必然的であった。

(29) 恒藤、前掲論文注(22)、七一―八頁。

(30) 同右、一一頁。

(31) 恒藤は一九四六年から一〇年ほどは、実に精力的に評論を書き、各種講演会に赴いた。新憲法にかかわる評論として、一九四七年二月に『新憲法と民主主義』を発売している。関口安義『恒藤恭とその時代』(二〇〇二年)は、戦後の恒藤の言論人(ジャーナリスト)としての活躍ぶりを活写する(三五六―三六六頁)。

(32) 幣原の挨拶は、広瀬順昭監修『戦争調査会事務局書類 第三卷一〇 昭和二年会議記録(上)』(二〇一五年)一三四―一三六頁。この本は、調査会の記録を復刻したものである。また、戦争調査会の活動については、富田圭一郎「戦後直後の

戦争調査会について——政策を検証する試みとその挫折——』『レファレンス』平成二五年一月号、八五—一〇八頁参照。
なお恒藤のメモは、大阪市立大学恒藤記念室編『恒藤記念室叢書7 恒藤恭「商大学長時代の日記／講演等レジュメ」』（一九四六・一九四七年）（二〇—一八頁）で翻刻されたが（二四〇—二四一頁）、抜き書きをした出典元は不明である。

(33) 横田喜三郎『戦争の放棄』（一九四七年）。

(34) 松井、前掲論文注（6）、一一六頁。

(35) 横田、前掲書注（33）、「はしがき」をはじめ、第一章「新憲法と戦争の放棄」、第三章第二節「新憲法の世界的特色」など随所で言及されている。

(36) 同右、第五章「戦争の放棄と日本の将来」（二六三—二一五頁）で詳細に論じる。

(2) 講和・安保批判⁽³⁷⁾

① 新次元に直面した憲法

周知のように、日本は新憲法の制定に象徴される民主主義の実現にむけて戦後を歩みだしたが、国際社会における冷戦の顕在化に伴い、次第に米国の反共防波堤としての役割を負わされることになった。

恒藤は、いわゆる「逆コース」が明確になった時期からサンフランシスコ講和と同時に締結された日米安全保障条約（以下、旧安保条約）に対する批判を経て一九六〇年に改定された新安保条約とその後の動き、特に砂川事件など、憲法と安全保障に関わって発言を続けた。恒藤にとっては、いわゆる片面講和とそれとセットになった旧安保条約締結は、新憲法の意義を消滅させかねないものであると認識しており、自ずとそれを推進する政府に対する批判の立場をとることになった。

恒藤は憲法と安全保障の関係を具体的にどのようなように捉えたのであろうか。それについては、一九四九年に発表され

説
た「戦争放棄の問題」が重要である。⁽³⁸⁾ 恒藤は、新憲法制定時の戦争放棄について、極めて冷静な評価を与えている。つまり、九条は新憲法のきわめて顕著な特色として力説され、平和的文化国家を標榜する根本法の眼目であるが、何かしら観念的な事柄にすぎない、痛切に人々の実感に迫るところがなかったという。⁽³⁹⁾

これに関連して想起するのは、文部省発行の『あたらしい憲法のはなし』である。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もありません。これを戦力の放棄といいます。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行つたのです。世の中に、正しいことぐらい強いものではありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこつたとき、けっして戦争によつて、相手をまかして、じぶんのいいぶんをおそうとしないということをかきめたのです。⁽⁴⁰⁾

この冊子は、一九四八年度と四九年度の二年間は中学一年生の社会科教科書としても使用されたものであり、また成人教育向けにも考えられていた。ここでの叙述は、情熱的ではあるが、同時に観念的であつて、日本や世界の平和をどのように担っていくべきかについての実際上の考慮はない。中学生向けではあつても、成人教育に役立つかどうかは疑問である。

これに対して恒藤は、学問的立場から現実には立ち向かうこととなる。ここでは、二一世紀にも通じる議論として汲

み取るべき論点に絞って紹介する。

恒藤は、戦争放棄条項の重要性を認めながらも、国際社会の現実といかに対峙するのかを問われた場合には、理論的意義としてしか応えられなかったことを告白している。⁽⁴¹⁾ところが、本論文執筆の一九四九年時点で、憲法問題は新次元に移った。

その第一は、国際社会の状況変化による。

一九四八年六月のベルリン封鎖に象徴されるように、東西間で第三次世界大戦が勃発する可能性が高まり、非武装の日本国家の特異な地位がいやおうなく認識されることとなったこと、また、一九四九年の中国共産党政府の樹立によって、アジアでも資本主義国と社会主義国の対立が明白になり、九条で交戦権を放棄した日本が取るべき態度はどのようなものか、冷戦開始により、観念的・理論的意義から現実性を備えた問題へ移ったことが指摘される。⁽⁴²⁾

第二は、伝統的国家観からの決別と世界史の新動向という視点である。

有史以来、外部からの侵略・攻撃に対する防衛は国家の最も基本的な機能であり、そのための兵力・軍備の保有は当然という考え方がとられてきていること、そのために、戦争放棄した日本は低能の国家になり下がったと考えても、まことに無理からぬと恒藤は書く。ただし、それは伝統的な国家観にこだわる限りは、という限定を示すところに恒藤の議論の特徴がある。本稿冒頭に引用した文章にいうように、恒藤は新憲法が定める戦争放棄の理念を世界史の方向とみるのである。⁽⁴³⁾

第三は、以上の認識を受けて、現実的な平和維持システムを想定した場合に日本が永世中立を選択すべきことを提唱したことである。

恒藤によれば、国際政治の現実を振り返ってみれば、全く自力のみで独立を保持できる国はほとんどない。現実

説は、各国が同盟を組むことで敵対国と対峙する勢力均衡政策がとられてきたのであり、近代初期以来、勢力均衡の形成と破壊の繰り返し歴史といつてよい。この場合、勢力均衡の中心は有力なくつかの国の対立であり、それ以外の中小国は外部にあるかまたは不偏的態度をとることで独立を保持できたとみる。ところが、第一次世界大戦後の国際連盟は画期をなした。勢力均衡による国際平和の維持という伝統的思想を排除して、国際連盟による集団安全保障への転換を果たしたからである。⁽⁴⁴⁾

国際連盟は失敗したものの、国際連合も五大国を中心に集団安全保障体制を敷いた。しかし、冷戦により、安全保障理事会が機能不全となるに及んで、日本が攻撃された場合の対応が不可能になった。そこで恒藤は、何らかの特殊な国際制度を設定する必要があるのではないかと考察を進め、永世中立を唱える。軍備をもたない日本が頼るべき平和維持の手段は「永世中立」というわけである。しかし、兵力・軍備を有するスイス型の永世中立ではなく、「徹底的平和主義」に立つ、日本型永世中立が冷戦下で適正な解決を与えるという。なぜなら、小国の軍備は単独では国家の自尊心を満足させるための飾りに過ぎないが、東西対立のネットワークに組み込まれ一体的に活用されることになると、結果としてその対立を激化させる機能を持つことになるからである。したがって東西対立の緩和と世界平和への貢献をめざすのであれば、軍備を持たず、永世中立を保つべきことが現実的選択となるのである。⁽⁴⁵⁾

また、しばしば国連か、さもなければ世界国家かといわれるが、この二者択一方式は正しくない。国連を通じて、遠い将来における世界国家の実現へとという展望が正しく未来を示すものであると主張する。原爆投下後の世界は、核兵器の使用によって地球が破壊されるから、こうした国家間対立を克服するために世界国家ないし世界連邦の樹立が叫ばれ、アメリカを中心として世界連邦運動が盛んになった。しかしイデオロギー対立や経済格差など、現実の対立の原因を除去しないまま世界国家だけ樹立しても、国家間紛争が世界内戦に変化するだけである。世界民論文の頃か

らこの問題を喝破していた恒藤ならではの議論の運びである。⁽⁴⁶⁾

② 国際法学者の論戦

恒藤が「戦争放棄の問題」を発表した時期には、多くの国際法学者が講和後の安全保障構想を議論している。⁽⁴⁷⁾ここでは、横田喜三郎の安全保障論と、田岡良一の永世中立論を見てみたい。

横田喜三郎は、一九五〇年二月に『日本の講和問題』を公刊し、日本の早期独立が重要であるとの観点から「片面講和」でも可としつつ、日本の永世中立化は現状では困難だとする。少なくとも米英中ソによって日本の中立を尊重し、保障することを約束されなければならない。しかし米ソ間でこうした保障の約束がなされないことは、やむをえず単独講和を結ぼうとしていることと関連する。全面講和が不可能なときには永世中立もまた不可能であるからである。⁽⁴⁸⁾

横田の立場は、国連の安全保障体制に問題点があるとはいえず、望ましいものとされ、理論的にも、国連の集団安全保障のもとでは、戦争がすべての加盟国の利害関係事項とされる以上、中立は望ましくないばかりか、両立しないと主張する。⁽⁴⁹⁾ 国連のもとでは永世中立は時代遅れであって、また現代の大戦争では中立の維持は実際上も困難であるという認識に立つ。

他方で、この時点では、アメリカによる保障は日本の独立を害するおそれありとして「太平洋同盟」に批判的見解を示す⁽⁵⁰⁾が、一九五一年九月の講和条約・安保条約署名前後には、米への基地提供⇨外国軍隊の駐留は合憲とみなすようになった。他方でこうした態度の変化を調節とみるか、国際情勢の変化を読み取りそれに対応できる提案とみるかは、議論のあるところであろう。⁽⁵¹⁾ 先に見たように、横田が国連の平和維持構想に依拠する現実的根拠が、アメリカを指導的立場としているという点に求めるのであれば、整合的ではないというわけでもない。

説 横田喜三郎の議論を批判して、永世中立が唯一可能な解決であると主張したのは、田岡良一であった。一九五〇年五月に公刊された『永世中立と日本の安全保障』において、田岡は、軍備廃止、戦争の放棄、独立の維持、の三つを前提として考えた場合には、同盟は外国との軍事的協力という点で憲法に違反するだけでなく、強国との同盟は日本の独立を損なう恐れがあり、また国連による保障は実効性に欠ける。⁽⁵²⁾したがって、これまで知られた安全保障の方式の中では、永世中立が唯一の可能な解決であるというのである。⁽⁵³⁾そして永世中立の方式の可能性について、歴史的考察を加えながら議論を組み立てていったところに特徴がある。

恒藤も、「対日講和の方式と安全保障の形態」⁽⁵⁴⁾および「戦争放棄の条項と安全保障の問題」⁽⁵⁵⁾を発表して、横田の議論を批判した。特に、永世中立が時代遅れの方法であるとする横田の批判に対して、「政治的実践を制約すべき当為的原则は、現実の複雑な事態に適応し得るような、弾力性に富むものとして理解される」べきこと、侵略国に対する武力制裁をすべての国に課すことが妥当だとするならば、交戦権を認めていない日本自体が時代遅れのものになると、むしろ日本のような戦争放棄国が次々に出現することのほうが世界平和の確保に望ましいと述べる。そのうえで、スイス、ベルギー、ルクセンブルクの永世中立制度を概観し、二つの世界の厳しい対立状況下から判断して、日本とドイツに永世中立制度が適用されるべきと論じる。⁽⁵⁶⁾

また、この時期は国際法学者だけでなく、さまざまな分野の知識人が集まって「全面講和、軍備不保持、永世中立」の積極的意義と可能性が追求された。なかでも、平和問題談話会は東京と京都に部会を置き、日本が再び戦争を起さないためにはどうかを検討し、「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」をはじめとして、「講和問題に関する平和問題談話会の声明」、「三たび平和について」を雑誌『世界』に発表し、日本の経済的自立と二つの世界の平和共存の促進のためには全面講和が必要であり、講和後の安全保障として中立不可侵と国連加盟を希望し、特定国

との軍事同盟や基地提供は憲法の前文と九条に反するといった主張を展開した。この談話会の関西におけるリーダーシップをとったのが、恒藤と末川博であった。また、国際法学者では田畑茂二郎も参加し積極的に発言した。⁽⁵⁷⁾ ここでも強調されたのが、国際社会の歴史を振り返り、「力による平和の確保」から「話し合いによる」ものへの変化を讀み取るべきことであった。

後日談にはなるが、日本と同じく連合国の占領を受けていたオーストリアが、一九五五年に独立するに際し、「オーストリアの中立に関する連邦憲法」制定とともに、各国政府との間で承認についての公文を交換した。⁽⁵⁸⁾ これによってオーストリアは永世中立の地位を獲得することになったが、日本も講和をあと数年引き延ばしていれば、全面講和の可能性も大きくなっていただであらう。歴史に「もしも」を持ち込むのではなく、歴史から学ぶ契機としてとらえるという意味で、この時期の論争は何度も顧みる必要がある。

(37) ここでの叙述については、桐山孝信「恒藤恭の平和主義と安全保障・憲法」『大阪市立大学大学史紀要』七号（二〇一四年）四九一六〇頁での議論と重複することについてご容赦いただきたい。

(38) 恒藤恭「戦争放棄の問題（上・下）」『世界』一九四九年五月号、六月号。これは、恒藤、前掲書注（上）、一—四二頁に収められている。恒藤のこの書物は、一九四九年から一九六〇年にかけて、つまり講和問題から新安保条約に至る時期に、雑誌「世界」に掲載された論考のうち憲法にかかわるものをまとめたものである。恒藤は、憲法の意義を消滅させかねない日米安保条約締結に象徴される、政権側の動きに対する批判的な考察を綴った。その「まえがき」は次のようにいう。「憲法作成は連合国総司令部の助言によりなされたが、外国の側から押し付けられた憲法だというようなことではなく、日本民族が真に更生の途を進んで行くための正しい道しるべをあたえる、いわばとうとい授かりものとして、国民は新憲法をうけ入れたのであり、現在からかえりみても、そのような国民の直感は、大体において的確かつ妥当なものであった、とおもう。」（ii頁）。もっとも、恒藤は憲法を自主的に改正することに反対しているわけではない。憲法自体にも改正規定がある。しかしこの法的条件は、必要条件であって十分条件ではない。十分条件とは、国民が真に自主的に改正しうる政治的および社

会的条件である。同右、iii—v頁。ところが、日米新安保条約のために、我が国が米国に対して高度に従属関係に立っているかぎりは、その条件が整わない、というのが『憲法問題』と題された書物全体を貫く思想である。

- (39) 同右、三頁。
- (40) この冊子は、以下の書物で復刻された。高見勝利編『あたらしい憲法のはなし 他二篇』（二〇一三年）四二—四三頁。
- (41) 恒藤、前掲書注(1)、三頁。
- (42) 同右、四—五頁。
- (43) 同右、七—八頁。
- (44) 同右、一頁。
- (45) 同右、一三—一五頁。
- (46) 同右、四—四二頁。
- (47) 松井、前掲論文注(6)、一一四—一一七頁参照。
- (48) 横田喜三郎『日本の講和問題』（一九五〇年）七五—七六頁。
- (49) 同右、九四—九七頁。
- (50) 同右、一四七—一四九頁。
- (51) 松井、前掲論文注(6)、一一六頁。
- (52) 田岡良一『永世中立と日本の安全保障』（一九五〇年）一一—二七頁。
- (53) 同右、二二—二五頁。
- (54) 恒藤恭「対日講和の方式と安全保障の形態」『世界』一九五〇年四月号、二—八頁。
- (55) 恒藤恭「戦争放棄の条項と安全保障の問題」『改造』一九五〇年四月号、二—二四頁。この論文は、前記注(54)論文で論じたらなかった点について再度考察を試みたものであり、力のこもったものである。広川禎秀「恒藤恭と平和問題談話会」鈴木良ほか編『現代に甦る知識人たち』（二〇〇五年）所収参照。
- (56) 恒藤、前掲論文注(55)、一六—二二頁。
- (57) 談話会の活動については、田畑茂二郎『国際社会の新しい流れの中で——国際法学徒の軌跡』（一九八八年）一三八—一四七頁。また田畑自身の講和問題や安保条約の姿勢については、同、一五〇—一五二頁。

(58) たとえば、日本と交わした交換公文「オーストリアの永世中立の承認に関する日本国政府とオーストリア政府との間の交換公文」については、薬師寺公夫ほか編『ベーシック条約集二〇一八』（二〇一八年）一六五—一六六頁。

おわりに

恒藤恭は、晩年請われて「絶対的平和主義と永世中立」について、ある研究会で話す機会を持った。日本国憲法の根本精神の一つである「徹底した平和主義」を国際法上の「永世中立」の制度と比較、対照することによって、憲法の「徹底的平和主義」をより鮮明に浮かび上がらせようとするものであった。つまり、従来の永世中立国は、自衛目的での戦力の保持を認めている点で「相対的平和主義」であるが、憲法の要請する平和主義の建前は戦力不保持・交戦権否認であるから、きわめて徹底的であり絶対的であると説く。他方で、日本の実情は自衛隊を保持していることから、絶対的平和主義の主張の無効を論じるものに対しては、「広い視野から、かつ一層拡大された時間的範囲を展望しつつ、問題を考察する必要がある。」と反論する⁽⁵⁹⁾。もちろん歴史的にどのような推移をたどるか簡単には判断できないが、オーストリアの永世中立の事例を踏まえれば、絶対的平和主義によって日米安保条約を解消して、米国、英国、ソ連、中国と日本との間で相互不可侵条約を締結して日本の独立を維持することが考えられるとし、これはひいては極東並びに世界の平和の確保のために寄与すると展望した⁽⁶⁰⁾。

第一次世界大戦から第二次世界大戦をして冷戦と、「戦争の世紀」を生き抜いた恒藤は、最晩年まで現実と整合させながら理想をどのように実現していくかを追求していたといえよう。こうした恒藤の研究の意義について簡単に述べ、本稿を閉じることにしたい。

第一に、世界民論文以来、個人の尊厳を核に置く平和主義のスタンスは終生変わらなかった。そして世界主義が国

説
際連盟あるいは国際連合の活動から生み出される可能性を、思想的な考察だけでなく現実の動きを追いながら検討していたことも注目に値する。

論
第二に、世界国家樹立の主張に対しては、核時代における人類の絶滅可能性という社会的背景を理解しながらも、むしろ現実が発足し活動を始めた国際連合の成長に期待した。そして、米ソ対立が国連発足当初から予想される中で、相互の信頼醸成による「平和共存」の可能性を先駆的に見通していた。

第三に、日本の敗戦とその結果生まれた新憲法を、世界的・歴史的視野で捉え、あるべき日本の平和・安全保障制度に方向性を与えることができた。それは一言でいえば、恒藤にとって「戦争の世紀」は「戦争違法化の世紀」として捉えることができたことの裏返しである。

世界民として平和を希求する熱情と、国際法研究者として国際情勢の下で現実的に何が平和にとって重要かを冷静に見る理性とを共存させ、国連憲章や日本国憲法の理想を実現することが現実的でもあるとの立場に立たせ、軍備の廃止、独立、永世中立を主張した。このこともまた、戦争違法化を現実のものとする努力と展望のなから生まれた。恒藤は、上のような立場を一研究者の思索にとどめず、ジャーナリズムでの発言や平和問題談話会のような世論をリードする媒体で活躍することによって、世界民として積極的に社会の変革にかかわったのである。

(59) 恒藤恭「絶対的平和主義と永世中立」一圓一億・黒田了一編『憲法問題入門』（一九六三年）所収、四九―五一頁。

(60) 同右、五二―五三頁。

*本研究は、JSPS科研費15K03141の助成を受けたものです。